

○酒田地区広域行政組合火災予防条例施行規則

〔昭和48年4月1日〕
組合規則第7号

改正	昭和55年2月28日組合規則第1号	昭和59年8月28日組合規則第2号
	昭和60年8月23日組合規則第1号	昭和61年3月1日組合規則第1号
	昭和2年5月10日組合規則第1号	平成4年5月22日組合規則第7号
	平成6年3月30日組合規則第1号	平成11年7月15日組合規則第3号
	平成14年9月17日組合規則第1号	平成15年8月22日組合規則第1号
	平成17年10月1日組合規則第5号	平成20年3月31日組合規則第1号
	平成24年11月15日組合規則第2号	平成26年7月29日組合規則第1号
	平成30年4月1日組合規則第5号	平成31年4月1日組合規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、酒田地区広域行政組合火災予防条例（昭和48年条例第5号。以下「条例」という。）第48条の規定に基づき条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を定めるものとする。

(平成2組合規則1・平成20組合規則1・一部改正)

(申請書等の提出部数)

第2条 この規則に基づいて提出する申請書及び届出書の部数は、2部とする。

(平成6組合規則1・全改)

(燃料電池発電設備等の標識等)

第3条 条例第8条の3第1項（条例第11条第1項第5号、第11条の2第2項、第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により設ける標識の基準は、別記(1)から(5)までに定めるとおりとする。

(昭和55組合規則1・平成6組合規則1・平成17組合規則5・一部改正)

(気球の掲揚場所における立入禁止の標示)

第4条 条例第17条第3号本文に定める立入を禁止する旨の標示の基準は、別記(6)に定めるとおりとする。

(昭和55組合規則1・平成17組合規則5・平成24組合規則2・一部改正)

(劇場等における喫煙等禁止行為の解除承認申請等)

第5条 条例第23条第1項の消防長が指定する場所において、上演のため喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込む場合の同条同項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、あらかじめ様式第1号の申請書により申請しなければならない。

2 条例第23条第2項の規定による「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と標示した標識の基準は別記(7)から(9)までに定めるとおりとする。

3 条例第23条第3項に定める喫煙所である旨の標示の基準は、別記(10)に定めるとおりとする。

(昭和55組合規則1・平成17組合規則5・平成24組合規則2・平成30組合規則5・一部改正)

(山岳ゴルフ場における喫煙等の制限に関する標識)

第5条の2 条例第23条の2第3号に定める喫煙等の制限に関する標識の基準は、別記(11)に定めるとおりとする。

(昭和55組合規則1・追加、平成17組合規則5・平成24組合規則2・一部改正)

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの標識等)

第6条 条例第31条の2第2項第1号又は条例第34条第2項第1号の規定による標識及び掲示板の基準は、別記(12)から(14)までに定めるとおりとする。

2 標識中の危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「政令」という。)別表第3で定める数量(以下「指定数量」という。)の5分の1以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)又は条例別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以

下「指定可燃物」という。)を貯蔵し、又は取り扱っている旨の記載は、「少量危険物貯蔵取扱所」又は「指定可燃物貯蔵取扱所」とすること。

- 3 条例第31条の2第1号又は条例第34条第5号の規定による掲示板には、危険物又は指定可燃物の性状に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。

種 類	防火上の記載事項
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含むもの又は禁水性物品	注水行為を厳に禁止する旨
第2類の危険物（引火性固体を除く。）	火気の使用を厳に禁止する旨
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品、第4類の危険物又は第5類の危険物	火気の使用を厳に禁止する旨
指定可燃物	火気の使用に注意し、整理整頓する旨

(平成2組合規則1・全改、平成6組合規則1・平成17組合規則5・平成24組合規則2・一部改正)

(劇場等における定員の表示板等)

- 第6条の2** 条例第39条第4号に定める定員を記載した表示板及び満員札の基準は、別記(15)及び(16)に定めるとおりとする。

(昭和55組合規則1・追加、平成2組合規則1・平成17組合規則5・平成24組合規則2・一部改正)

(火災予防上必要な業務に関する計画提出書の様式)

- 第7条** 条例第42条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画提出書の届出は様式第2号の届出書によりしなければならない。

(平成26組合規則1・追加・平成30組合規則5・一部改正)

(防火対象物使用開始の届出の様式)

- 第7条の2** 第43条の規定による防火対象物使用開始の届出は様式第3号の届出書によりしなければならない。

(昭和55組合規則1・一部改正・平成26組合規則1・旧第7条繰下・平成30組合規則5・一部改正)

(火を使用する設備等の設置届の様式等)

- 第8条** 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は同条第1号から第8号の2までに掲げる設備にあつては様式第4号の届出書により、また同条第9号から第12号までに掲げる設備にあつては様式第5号の届出書により同条第13号に掲げる設備にあつては様式第6号の届出書により、それぞれ設置工事開始の7日前までに、同条第14号に掲げる設備にあつては、様式第7号の届出書によりあらかじめしなければならない。

(昭和55組合規則1・昭和59組合規則2・平成17組合規則5・平成30組合規則5・一部改正)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の様式等)

- 第9条** 条例第45条の規定による同条各号に定める行為の届出は、様式第8号から様式第13号までの当該行為に係る届出書により、それぞれ当該行為を行う日の3日前までにしなければならない。ただし、条例第45号第1号から第5号までの規定に基づく届出でその行為をすることが急を要する場合には、その行為を行う当日までに口頭により届け出ることができる。

(昭和55組合規則1・平成26組合規則1・平成30組合規則5・一部改正)

(指定洞道等の届出の様式)

- 第9条の2** 条例第45条の2の規定による指定洞道等の届出は、様式第14号の届出書によりあらかじめなければならない。

(昭和61組合規則1・追加・平成30組合規則5・一部改正)

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの開始、廃止の届出の様式)

第10条 条例第46条の規定による少量危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出は、様式第15号の届出書によりしなければならない。

(平成2組合規則1・全改、平成6組合規則1・平成30組合規則5・一部改正)

(タンクの水張検査等)

第10条の2 条例第47条の規定により少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置に係る水張検査等の届出は、様式第16号の申請書によりしなければならない。

2 前項の規定により検査した結果、条例の規定による技術上の基準に適合していると認めたときは、様式第17号の検査済証を交付するものとする。

(平成2組合規則1・追加・平成30組合規則5・一部改正)

(点検基準)

第11条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の2の6第1項第9号の規定に基づく防火対象物の点検基準は、様式第18号から様式第20号までに定める点検票のとおりとする。

(平成15組合規則1・追加、平成30組合規則5・旧第12条繰上・一部改正)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第12条 条例第47条の2第3項の規定により公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第47条の2第3項の規定により公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(平成30組合規則5・追加)

(公表の手続)

第12条の2 条例第47条の2第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、酒田市、庄内町及び遊佐町のウェブサイトへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分も含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(平成30組合規則5・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年組合規則第1号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年組合規則第2号)

この規則は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則(昭和60年組合規則第1号)

この規則は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則(昭和61年組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年組合規則第1号)

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成4年組合規則第7号）

この規則は、平成4年5月25日から施行する。

附 則（平成6年組合規則第1号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の様式は、前項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成11年組合規則第3号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第1号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年組合規則第1号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年組合規則第5号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年組合規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年組合規則第2号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年組合規則第1号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成30年組合規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条及び第12条の2の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年組合規則第2号）

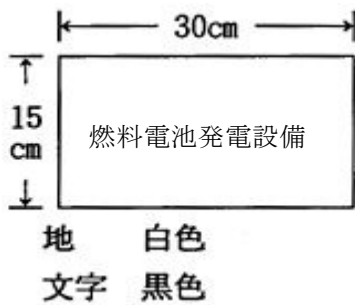
この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別記

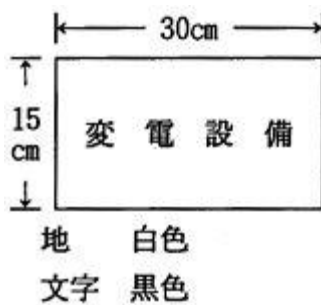
(平成2組合規則1・全改、平成6組合規則1・平成17組合規則5・平成24組合規則2・一部改正)

標識、掲示板及び札(以下「標識等」という。)の基準

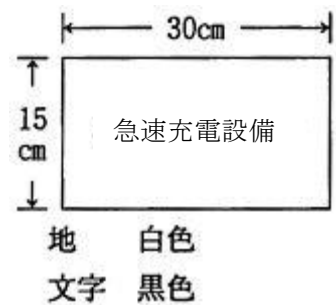
(1) 燃料電池発電設備の標識



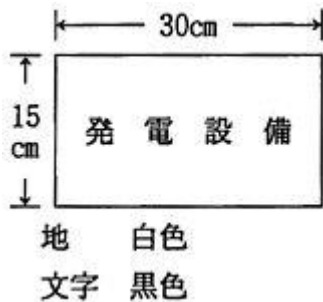
(2) 変電設備の標識



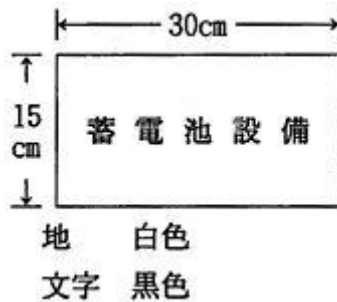
(3) 急速充電設備の標識



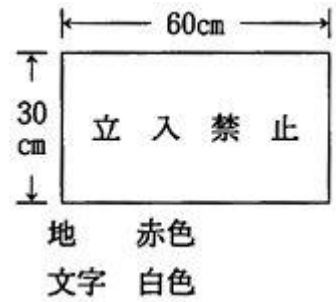
(4) 発電設備の標識



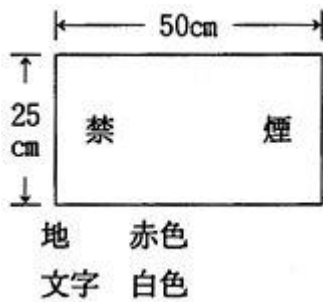
(5) 蓄電池設備の標識



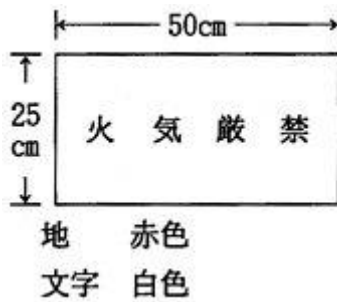
(6) 水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留する場所への立入禁止の標識



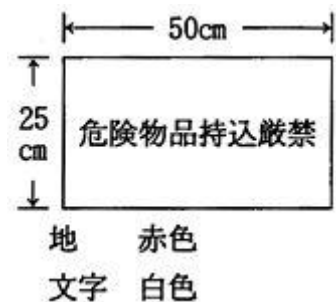
(7) 劇場等における禁煙の標識



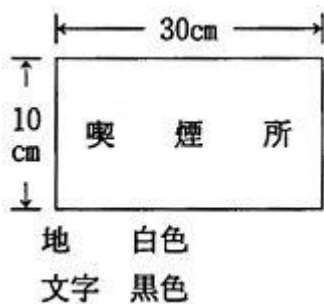
(8) 劇場等における火気の禁止を厳に禁止する旨の標識



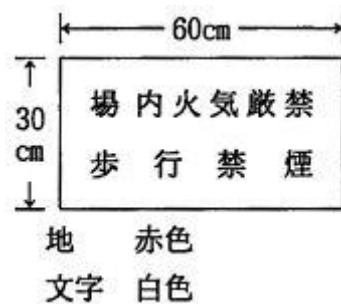
(9) 劇場等における危険物品持込みを厳に禁止する旨の標識



(10) 劇場等における喫煙所の標識



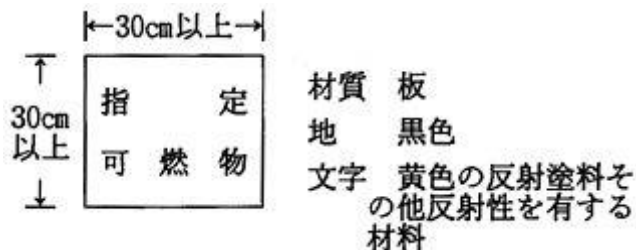
(11) 山岳ゴルフ場における喫煙等の制限に関する標識



(12) 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場所の標識



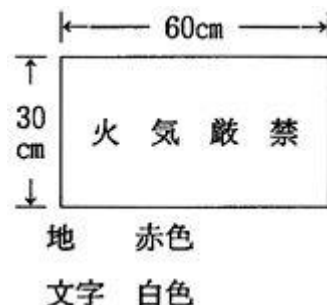
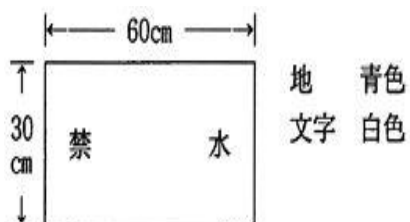
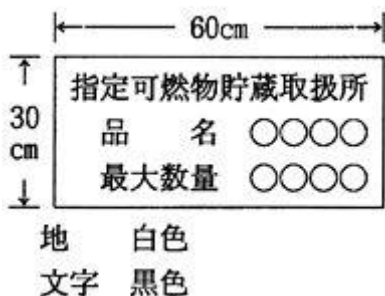
(13) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識
移動タンクに係る標識



移動タンク以外に係る標識

(14) 防火に関する必要事項を記載した掲示板 注水行為を厳に禁止する旨の掲示板

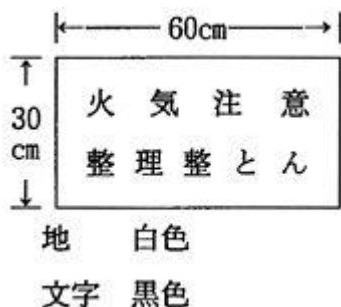
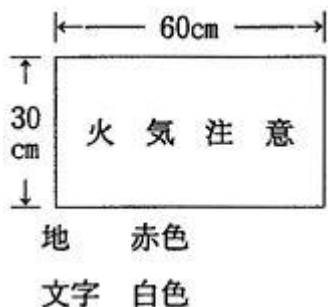
火気の使用を厳に禁止する旨の掲示板



火気の使用に注意する旨の掲示板

火の使用に注意し、整理整頓する旨の掲示板

(15) 劇場等における定員の表示板



(16) 劇場等における満員札



備考

- 1 標識等は、縦型又は横型とすること。
- 2 文字の大きさは適宜とし、必要により英文等を付記してもよいものであること。
- 3 材質は、堅ろうで耐久性のあるものとする。

様式第1号（第5条関係）

（昭和59組合規則2・全改、平成6組合規則1・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・旧第2号様式繰上・全改、平成31組合規則2・一部改正）

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日				
酒田地区広域行政組合 消防長		殿		
申請者 住所		(電話)		
氏名		印		
酒田地区広域行政組合火災予防条例第23条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、下記により申請します。				
防対象 火物	所在地	電話		
	名称	用途		
解除を受けようとする行為	種類	喫煙・裸火使用・危険物品持込み		
	申請場所			
	期間	自 年 月 日 至 年 月 日	時間	時 分～ 時 分
	内容			
	理由			
	責任者	勤務先	所在地	
		名称	電話	
	氏名			
火災予防上講じた措置				
その他必要事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 防火対象物の案内図、平面図（設置された消防用設備等を明示したもの）及び申請場所の詳細図を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

（平成26組合規則1・追加、平成30組合規則5・旧第12号の2様式繰上・全改、平成31組合規則2・一部改正）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
酒田地区広域行政組合 消防長		殿	
届出者		住所 (電話)	
		氏名 ⑩	
防火担当者		住所 (電話)	
		氏名 ⑩	
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの名称			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	時 間	時 分～ 時 分
一日当たりの 人出予想人数	人	露店等の数	店
使用火気等	<input type="checkbox"/> こんろ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 □印のある欄には、該当の□印にレ点を付けること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 指定催しの火災予防上必要な業務に関する計画並びに開催場所の案内図、配置図（消火器の配置場所を明示したもの）及び付近の交通規制図並びに「様式第13号露店等の開設届出書」を添付すること。

様式第3号(その1)(第7条の2関係)

(平成6組合規則1・全改、平成17組合規則5・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正)

防火対象物使用開始届出書

(表面)

年 月 日					
酒田地区広域行政組合 消防長		殿		届出者 住所 (電話) 氏名 ⑩	
所在地	電話				
名称				用途	
敷地面積	㎡		棟数	棟	
従業員数	人		公開時間 従業時間	時 分～ 時 分	
建築確認	年 月 日 第 号		※消防同意	年 月 日 第 号	
使用開始	年 月 日	工事着工	年 月 日	工事完了	年 月 日
他の法令による許認可					
屋外消火栓・動力消防ポンプ・消防用水の概要					
火を使用する設備等・電気設備・少量危険物等の種類及び数量					
その他必要事項					
※ 受付欄			※ 経過欄		

(裏面)

防火対象物棟別概要(第号)	用途		構造					
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設	
階								
階								
階								
階								
階								
階								
計								

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「様式第3号(その2)防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
 - 5 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書(消火器具、避難器具等の配置図を含む。)を添付すること。

様式第3号(その2)(第7条の2関係)

(平成6組合規則1・全改、平成17組合規則5・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正)

防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要(第号)	用途			構造				
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							
防火対象物棟別概要(第号)	用途			構造				
	種類 階別	床面積 m ²	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号（第8条関係）

（平成11組合規則3・全改、平成17組合規則5・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正）

火を使用する設備等の設置（変更）届出書

年 月 日									
酒田地区広域行政組合 消防長 殿									
届出者 住所 (電話) 氏名 ㊟									
届出種別		炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機							
防対象火物	所在地	電話							
	名称				用途				
設置場所	用途				設置箇所	屋外・屋内（階）			
	床面積	m ²	構造			不燃区画	有・無		
設備概要	種類								
	燃料・熱源・加工液				消費量	1時間あたり	kg m ³	ℓ kW	
	使用時間	1日あたり	時間	熱量換算（入力量）		kW			
	安全装置								
	消防用設備等 又は特殊消防用設備等								
工事施工者	所在地	電話							
	名称								
	氏名								
着工予定		年 月 日			完成予定		年 月 日		
※ 受付欄					※ 経過欄				

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印欄は、記入しないこと。
 - 4 防火対象物の案内図、配置図及び平面図並びに設備の概要表、配置図、立面図、構造図、電気配線図（制御回路図を含む。）及び仕様書並びに当該設備の設置室の平面図、構造図、室内仕上表及び煙突等その他ダクトの系統図を添付すること。
なお、乾燥設備については、設備使用時の作業工程図を添付すること。

様式第5号（第8条関係）

（昭和59組合規則2・全改、平成4組合規則7・平成6組合規則1・平成17組合規則5・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正）

電気設備設置（変更）届出書

年 月 日						
酒田地区広域行政組合 消防長 殿						
届出者 住所 (電話) 氏名 ⑩						
届出種別		燃料電池発電設備 ・ 変電設備 ・ 発電設備 ・ 蓄電池設備				
防対象火物	所在地	電話				
	名称	用途				
設置場所	用途	設置箇所	屋外・屋内 (階)	床面積	㎡	
	構造	不燃区画	有 ・ 無	換気設備	有 ・ 無	
設備概要	電圧	一次側 V 二次側 V	全出力 定格容量	kW AH・セル		
	種別	キュービクル式 ・ その他	消防用設備等又は 特殊消防用設備等 の非常電源	該当 ・ 非該当		
	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等					
主任技術者等						
工事施工者	所在地	電話				
	名称					
	氏名					
着工予定		年 月 日	完成予定		年 月 日	
※ 受付欄			※ 経過欄			

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。
 - 防火対象物の案内図、配置図及び平面図並びに設備の概要表、配置図、立面図、構造図、接続図及び仕様書並びに当該設備の設置室の平面図、構造図、室内仕上表及び排気筒その他ダクトの系統図を添付すること。

様式第6号（第8条関係）

（昭和59組合規則2・全改、平成4組合規則7・平成6組合規則1・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正）

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
酒田地区広域行政組合 消防長		殿	
		届出者 住所 (電話)	
		氏名 ⑩	
防対象 火物	所在地	電話	
	名称	用途	
設備概要	設備容量		
	点滅装置の種類		
	取付材料		
	その他必要事項		
設置請負者	所在地	電話	
	名称		
	氏名		
着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 防火対象物の案内図、配置図及び平面図並びに設備の概要表、配置図、立面図、構造図、接続図及び仕様書を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

（昭和59組合規則2・全改、平成4組合規則7・平成6組合規則1・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正）

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

年 月 日			
酒田地区広域行政組合 消防長 殿			
届出者 住所 (電話) 氏名 ㊟			
設置場所	所在地	電話	
	名称	用途	
設置期間	掲揚	自 年 月 日 至 年 月 日 時 分～ 時 分	
	けい留	自 年 月 日 至 年 月 日 時 分～ 時 分	
構造	気球	型	直径 m 体積 m ³
		材質	厚さ mm
	掲揚網	材質	太さ mm
	電飾	電球電圧	V 灯数 個
		電線種類	電線断面積 mm ²
		配線方式	
総重量	kg		
充てん作業	日時	年 月 日 時 分	場所
	方法	ボンベ置き場	
支持方法	掲揚		
	けい留		
立入禁止の方法			
設置目的			
その他必要事項			
設置請負者	所在地	電話	
	名称		
	氏名		
看視人氏名			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 防火対象物の案内図、配置図及び平面図並びに設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図(電飾を付設するものに限る。)を添付すること。

様式第8号（第9条関係）

（昭和59組合理則2・全改、平成6組合理則1・平成20組合理則1・一部改正、平成30組合理則5・全改、平成31組合理則2・一部改正）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為の届出書

年 月 日			
酒田地区広域行政組合 消防長		殿	
		届出者 住所 (電話)	
		氏名 ㊟	
場 所			
期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	時間	時 分～ 時 分
目 的			
行為の内容等			
消火準備の概要			
現場責任者氏名	電話		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 行為場所の案内図及び配置図並びに行為内容の詳細を添付すること。

様式第9号（第9条関係）

（昭和59組合規則2・全改、平成6組合規則1・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正）

煙火 仕上げ 届出書
仕掛け

年 月 日		
酒田地区広域行政組合 消防長 殿		
届出者 住所 (電話) 氏名 ㊟		
仕上げ 仕掛け 場所	所在地	電話
	名称	
期 間	仕上げ	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
	仕掛け	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
煙火の種類及び数量		
目 的		
請 負 業 者	所在地	電話
	名称	
	氏 名	
現 場 責 任 者 氏 名		電話
そ の 他 必 要 事 項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 仕上げ等の場所の案内図、配置図及び周囲の略図並びに煙火の詳細を添付すること。

様式第10号(第9条関係)

(昭和59組合規則2・全改、平成6組合規則1・平成17組合規則5・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正)

催物開催届出書

年 月 日					
酒田地区広域行政組合 消防長		殿		届出者 住所 (電話) 氏名 ⑩	
防対象 火物	所在地	電話			
	名称			用途	
使用場所	位置	階	面積	m ²	
	客席等 の構造	立見・いす・ます・その他 ()		収容予定 人	人
	消防用設備 等又は特殊 消防用設備 等の概要				
期 間	自	年 月 日	時間	時 分～ 時 分	
至	年 月 日				
目 的					
防 火 管 理 者 責 任 者					
避 難 誘 導 に 従 事 す る 人 員	人	消 火 活 動 に 従 事 す る 人 員	人		
そ の 他 必 要 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 防火対象物の案内図、平面図（設置された消防用設備等及び避難経路を明示したもの）及び使用部分の詳細図を添付すること。

様式第11号(第9条関係)

(昭和59組合規則2・全改、平成6組合規則1・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正)

水道断減水届出書

年 月 日			
酒田地区広域行政組合 消防長		殿	
届出者 住所		(電話)	
氏名		印	
断水 区域 減水			
工事場所			
断水 減水 期間	自	年 月 日	時間
	至	年 月 日	時 分～ 時 分
理 由			
現場責任者氏名	電話		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 断減水区域の案内図及び詳細図並びに工事の工程表を添付すること。

様式第12号(第9条関係)

(昭和59組合規則2・全改、平成6組合規則1・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正)

道路工事届出書

年 月 日	
酒田地区広域行政組合 消防長	殿
届出者 住所	(電話)
氏名	⑨
場 所	
期 間	自 至 年 月 日 時間 時 分～ 時 分
工 事 内 容	
消防水利障害状況	緊急車両の 通行可否 可・否
請負業者	所在地 電話
	名 称
	氏 名
現場責任者氏名	電話
その他必要事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 工事場所の案内図及び詳細図（車両通行止め区間及び通行可能な道路幅を明示したもの）並びに工事の工程表を添付すること。

様式第13号(第9条関係)

(平成26組合規則1・追加、平成30組合規則5・旧第12号の3様式繰下・全改、平成31組合規則2・一部改正)

露店等の開設届出書

年 月 日			
酒田地区広域行政組合 消防長		殿	
届出者 住所		(電話)	
氏名		印	
催しの名称			
開設場所 所在地			
期 間	自 至	年 月 日 年 月 日	時 間 時 分～ 時 分
開設店数	店	消火器の 設置本数	本
内 容			
現場責任者氏名	電話		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 4 露店等の開設場所の案内図、配置図（消火器の配置場所を明示したもの）及び付近の交通規制図並びに露店等の出店一覧名簿を添付すること。

様式第14号（第9条の2関係）

（昭和61組合規則1・追加、平成6組合規則1・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・旧第13号様式繰下・全改、平成31組合規則2・一部改正）

とう
指定洞道等（新規・変更）届出書

年 月 日	
酒田地区広域行政組合 消防長 殿	
届出者 住所 (電話) 氏名 ㊟	
とう 洞道等の名称	
設置場所	起 点
	終 点
	経 由 地
管理者	所 在 地 電話
	名 称
	氏 名
その他必要事項	
※ 受 付 欄	
※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 とう
洞道等の経路図、設置されている物件の概要書及び火災に対する安全管理対策書を添付すること。

様式第15号（第10条関係）

（平成2組合規則1・全改、平成6組合規則1・平成17組合規則5・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・旧第14号様式繰下・全改、平成31組合規則2・一部改正）

少量危険物等貯蔵取扱い（開始・変更・廃止）届出書

年 月 日						
酒田地区広域行政組合 消防長 殿						
届出者 住所 (電話)						
氏名 ⑩						
届 出 種 別		少 量 危 険 物 ・ 指 定 可 燃 物				
所 在 地		電 話				
名 称						
貯蔵取扱い場所	用 途	設置箇所	屋外・屋内（ 階）	構造		
類 別 品 名 最大数量	類 別 最 大 貯 蔵 数 量		品 名 一 日 最 大 取 扱 数 量		指 定 数 量 の 倍 数	倍
貯 蔵 又 は 取 扱 い 方 法 の 概 要				送 油 配 管 の 有 無	有 ・ 無	
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要						
貯蔵又は取扱いの開 始又は変更予定期日		年 月 日				
廃 止 年 月 日		年 月 日				
そ の 他 必 要 事 項						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱い場所の案内図、配置図、詳細図、仕上表及び建具表並びに使用する設備の詳細図、仕様書を添付すること。

様式第16号（第10条の2関係）

（平成2組合規則1・追加、平成6組合規則1・平成11組合規則3・平成20組合規則1・一部改正、平成30組合規則5・旧第15号様式繰下・全改、平成31組合規則2・一部改正）

タンク検査申請書

年 月 日			
酒田地区広域行政組合 消防長	殿		
申請者 住所	(電話)		
氏名	⑩		
水張又は水圧検査の別			
タンクの最大常用圧力	kPa		
タンクの構造	形 状	容 量	ℓ
	寸 法		
	材 質 記 号 及 び 板 厚		
タンクの製造者 及び製造年月日	年 月 日		
その他必要事項			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 当該貯蔵タンクの設計図書を添付すること。

様式第17号（第10条の2関係）

（平成2組合規則1・追加、平成6組合規則1・平成11組合規則3・平成20組合規則1・一部改正・平成30組合規則5・旧第16号様式繰下・全改、平成31組合規則2・一部改正）

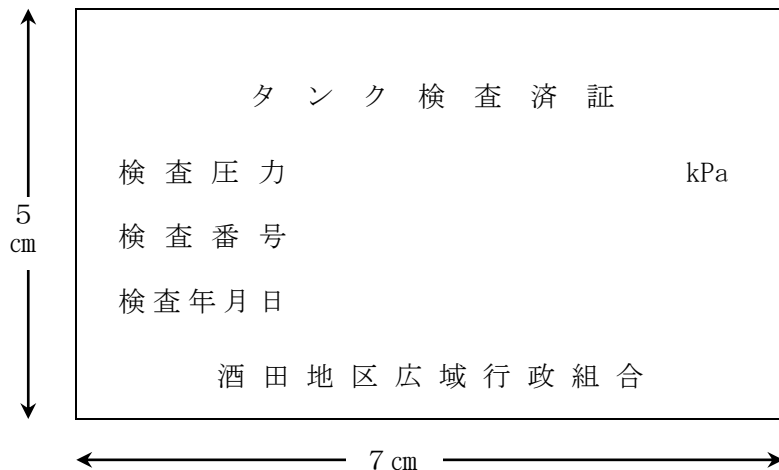
㊦

タンク検査済証

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		kPa		
タンクの構造	形状			ℓ
	寸法			
	材質記号及び板厚			
製造者及び製造年月日		年 月 日		
タンク検査番号		第	号	
		年	月	日
酒田地区広域行政組合消防本部 消防長 印				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

㊧



- 備考
- 1 この検査済証は、金属板とすること。
 - 2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

様式第18号(第11条関係)

(平成15組合規則1・追加・平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正)

(その6)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	設備の管理	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	火を使用する器具等	器具の取扱い	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	がん具用煙火の制限	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

様式第19号(第11条関係)

(平成15組合規則1・追加・平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正)

(その7)

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
少量危険物の貯蔵及び取扱い	少量危険物未満	貯蔵又は取扱い数量	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
		火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
		漏れ・あふれ又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	容 器	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	計器類に関する監視	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
配 管	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

様式第20号（第11条関係）

（平成15組合規則1・追加・平成30組合規則5・全改、平成31組合規則2・一部改正）

（その8）

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
指定可燃物等の貯蔵及び取扱い	可燃性液体類等	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
		漏れ・あふれ 又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
		容 器	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
	計 器 類 に 関 する 監 視	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	配 管	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	綿花類等	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適	
			<input type="checkbox"/> 否	
集 積 単 位		<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。